

## 医療法人社団恵成会磐田市豊田地域包括支援センター（指定介護予防事業所）運営規程

（趣旨）

第1条 この規定は、医療法人社団恵成会が磐田市から包括的支援業務の実施の委託を受けて開設する磐田市地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要支援認定者、および事業対象者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように、保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「職員」という。）が適切な介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条 事業所の担当職員は、要支援者及び事業対象者が介護予防に資する適切な保健医療サービス、または福祉サービスの利用等を行うことができるよう、当該対象者の依頼を受けて、介護予防計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護サービス等の提供がされるよう指定介護サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜を提供する。

2 指定介護予防の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用者提供される指定介護予防サービス等が、特定の種類また特定の介護予防サービス事業者等に、不当に偏することのないよう公平中立に行う。

3 事業の運営に当たっては、磐田市、他の地域包括支援センター、障害者相談支援センター、指定居宅介護事業者、介護保険事業所、介護保険施設、障害者施設、医療機関、地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努める。

4 上記の他、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37号。（以下「基準」という。））を遵守する。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 磐田市豊田地域包括支援センター

（2）所在地 静岡県磐田市上新屋304番地 アミューズ豊田内

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

（1）管理者（①②③の職種のいずれかを兼務）1名

管理者は、事業所の担当職員その他の従業員の管理、利用の申込みに係る調整、業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、従業者に対して関係規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

（2）担当者職員

① 保健師または地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師 1名以上

② 社会福祉士 1名以上

③ 主任介護支援専門員 1名以上

④ 事務員 1名以上

①②③の職種の合計が常勤換算5名以上の配置とする。

担当職員は、要支援認定の申請に係る援助、介護予防サービス計画の作成、サービス担当者会議の開催、介護予防サービス計画の実施状況の把握、介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者との連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から翌日1月3日までを除く)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。(営業時間外は電話の転送により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。)

(指定介護予防支援の提供方法、内容等)

第7条 指定介護予防支援の提供方法、内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談は、事業所及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。

(2) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要目標を設定する。

(3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画を作成する。

(4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告、及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行う。

(5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

(6) その他具体的には、基準第4条に定める介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って実施する。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣、磐田市が定める基準によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、磐田市豊田地域(豊田中学校区、豊田南中学校区)の区域とする。

(秘密の保持)

第10条 担当職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

担当職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させる旨を従業員との雇用契約の内容とする。

(苦情の処理)

第11条 事業者が自ら提供したサービス等に対する利用者及び利用者の家族からの苦情があった場合は、迅速適切に対応するよう解決にむけて調整し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防マネジメントの提供により事故が発生した場合は、速やかに磐田市、利用者の家族に連絡するとともに必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止のための指針を整備するとともに、虐待の発生や再発を防止するため、担当者を定め委員会の開催等、必要な体制の整備を行い、事業所の担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(業務継続計画の作成に関する事項)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 事業所は担当職員の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 包括支援センター職員研修 随時

(3) 介護支援専門員、主任介護支援専門員法定研修 随時

(4) 法人研修、外部研修への参加 随時

2 事業所の担当職員は、身分に関する書類を携行し、初回訪問時、または利用者若しくはその家族から求められたときは、それを提示するものとする。

3 事業所は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配慮するものとする。

(補足)

第16条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は磐田市、医療社団恵成会及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和6年1月1日から施行する。

附則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

**重 要 事 項 説 明 書**  
(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント)

**1. 磐田市豊田地域包括支援センターの概要**

名 称	磐田市豊田地域包括支援センター	事業者番号	第 2206900058 号
所 在 地	磐田市上新屋 304 番地 アミューズ豊田内	指定年月日	平成 20 年 4 月 1 日
電話番号等	電話 0538-36-1300	通常のサービス 担当区域	磐田市豊田中学校区 磐田市豊田南中学校区
	ファックス 0538-36-1301		
法人の名称	医療法人社団 恵成会	営 業 日	月曜日～金曜日 (祝日、休日、年末年始(12月 29日～1月3日)を除く)
代表者氏名	理事長 姫野 一成		
管理者氏名	管理者 鈴木 多美子	営 業 時 間	8 時 30 分～17 時 15 分
職員体制	主任介護支援専門員 常勤 2 名	サービス内容	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント
	保健師 常勤 1 名		
	社会福祉士 常勤 2 名 非常勤 1 名		
	事務職員 非常勤 1 名		

**2. 事業の目的**

利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことのできるように配慮し、利用者の心身の状況、環境等を考慮し、介護予防サービスが適切、効果的に提供されるよう、介護予防サービス計画の作成及び当該計画に基づいて適切な介護予防サービスを提供することを目的とします。

**3. 事業所の運営方針**

- ① 介護保険法を遵守し、公正中立な立場で介護予防支援を行います。
- ② 利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防サービス計画を行います。

**4. 提供するサービス**

当事業所は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントとして次のサービスを提供します。

① 介護予防サービス・支援計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、介護予防サービスおよび介護予防・日常生活支援総合事業、その他の必要な保険・医療・福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して、介護予防サービス・支援計画書を作成します。

② 介護予防サービス・支援計画書作成後の便宜の供与

利用者及びその家族等、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サ

サービス・支援計画書の実施状況を把握します。また目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整をします。

### ③ 介護予防サービス・支援計画書の変更

利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望した場合、または事業者が介護予防サービス・支援計画書の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画書を変更します。

### ④ 介護予防サービス・支援計画書の評価

担当者は、介護予防サービス・支援計画書に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。

## 5. 利用料金

介護予防支援に関するご利用者の自己負担はありません。(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する費用は介護報酬として、原則、全額公費で負担します) また、介護予防住宅改修理由書、相談に関する料金も無料です。ただし、介護保険料の滞納等により、支払い方法が変更になる場合があります。

### 概略

介護予防支援費	4, 5 1 2 円 (月額)
介護予防ケアマネジメント A	4, 5 1 2 (月額)
介護予防ケアマネジメント C	3, 1 4 4 (月額)
初回加算	3, 0 6 3 (1件あたり)
委託連携加算	3, 0 6 3 (1件あたり)

※介護報酬改定に伴い、料金に変更となる場合があります。

## 6. 介護予防支援の提供にあたっての留意事項

- ① 利用者及びその家族は、担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- ② 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等に担当職員の氏名及び連絡先を伝えてください。

## 7. 契約の終了

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、当センターの担当区域内に住所を有する居宅要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者（以下事業対象者とする）を対象としたサービスであることから、以下の場合は契約が自動終了します。

- ① 要支援1・要支援2・事業対象者ではなくなったとき（自立かつ事業対象者に該当しない場合または要介護認定を受けた場合）

- ② 当センターの担当区域内に住所を有しなくなった場合
- ③ 介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を利用する場合
- ④ 死亡した場合

## 8. 個人情報の保護

職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を守ります。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を守るため必要な措置を講じます。なお、利用者及び家族の同意の上で、ご利用者の円滑なサービス利用を目的に、指定介護予防サービス事業者・介護予防・日常生活支援指定事業者等へ必要な情報を提供します。

## 9. 虐待防止

当事業所は、ご利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、管理者を虐待防止に関する責任者とし法人にて委員会の設置、指針の整備、研修等必要な措置を講じるとともに、事業者や磐田市等と連携を図ります。

## 10. 感染症対策

当事業所は、感染症の発生とまん延防止のために、法人にて委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

### 11. 業務継続計画の策定について

当事業所は、感染症や災害が発生した場合でも、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため、業務継続計画を策定し、計画従って必要な措置を講じます。

### 12. サービスの苦情相談窓口

提供している介護予防サービス・支援計画についての苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、介護予防担当者に関すること、利用料に関することなど、お気軽にご相談ください。

事業所相談窓口	担当者	鈴木 多美子
	電話番号	0538-36-1300

介護保険の相談や苦情に関しては他に下記の相談窓口があります。

<その他苦情受付機関>

磐田市高齢者支援課	所在地	磐田市国府台 57 番地 7
	電話番号	0538-37-4869

静岡県国民健康保険 団体連合会	所在地	静岡市葵区春日 2 丁目 4 番 34 号
	電話番号	054-253-5590

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

(事業者) 磐田市豊田地域包括支援センター

説明者 \_\_\_\_\_

説明者により、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

(利用者の家族等) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

印 (続柄 \_\_\_\_\_)